市町村議会で議決した意見書等(令和6年9月分)

令和6年10月1日現在

No.	市	町村	名	件名	議決年月日	頁
1	岩	手	町	ゆたかな学びの実現·教職員定数改善·義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2025年度政府予算に係る意見書	R6.9.13	1
2	西	和賀	町	岩手県立西和賀高等学校の令和7年度生徒募集定員増を求める意 見書	R6.9.13	2
3	金	ケ崎	町	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための2025年度政府予算に係る意見書	R6.9.13	3
4	洋	野	町	ゆたかな学びの実現·教職員定数改善·義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書	R6.9.18	4
5	_	戸	町	ゆたかな学びの実現、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 拡充に係る意見書	R6.9.19	5
6	大	船渡	市	健康保険証を残すための意見書について	R6.9.26	6

市町村議会名	意見書の内容
ALCO TOWNS IN	TOPO ME TO I THE
岩 手 町	【議決年月日】令和6年9月 13 日
	【提 出 先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣
	文部科学大臣
	【件 名】ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の
	引き上げをはかるための2025年度政府予算に係る意見書
	2021年の義務標準法改正により、小学校の学級編成標準が段階的に35人に引き下げられ、
	岩手県においては、23年度から小・中学校ともに35人以下の学級編成となりました。
	しかしながら、岩手県内では、学級編成基準に基づいた定数内配置や育休者・病休者の
	代替え措置が未充足であるなど慢性的な教員不足が生じており、教材研究や授業準備に支
	障をきたしています。また、いじめ、不登校や別室登校、貧困、ヤングケアラー等複雑な
	家庭環境など問題が多様化・細分化し、より一層きめ細やかな指導が求められています。
	これらの問題に対応するために多くの学校が別室を設置していきますが、その分の十分な
	人員は配置されておらず、長時間労働の是正が進んでいません。子どもたちのゆたかな学
	びと学校の働き方改革を実現するためには、学級編成の見直しによるさらなる少人数学級
	の推進や、基礎定数および加配定数の増員による教職員定数の改善が不可欠です。
	一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあります
	が、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度につい
	ては、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。
	子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要
	請であり、国の施策として定数改善に向けた財源を保障すべきです。
	国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が
	計画的に教育行政を進めるために下記の措置を講じられるよう、強く要請します。
	記
	 1 高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、義務標準法の学級編成見直しに
	よるさらなる少人数学級について検討すること。
	2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、義務標準法の基礎定数および加
	配定数の増員による教職員定数改善を推進すること。
	3 自治体で国の標準を下回る「学級編成基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配
	の削減は行わないこと。
	4 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費
	国庫負担制度の負担割合を引き上げること。
	以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。
	VILL THE MANAGEMENT OF A PROPERTY OF THE PROPE

市町村議会名	意見書の内容
西和賀町	【議決年月日】令和6年9月13日 【提 出 先】岩手県知事、岩手県教育委員会教育長 【件 名】岩手県立西和賀高等学校の令和7年度生徒募集定員増を求める意見書 岩手県立西和賀高等学校(以下「西和賀高校」という。)は、昭和47年4月の開校以来、
	西和賀町唯一の高等学校として、地域にとってなくてはならない重要な役割を果たしてきております。 近年人口減少と少子化が進むなかでも、教職員のたゆみない努力により、生徒一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな習熟度別の指導体制が確立され、加えて西和賀町の魅力化支援の取組など関係者の幾多の努力もあり、大学進学実績等で着実な成果を収めております。
	こうしたことが町内外の中学生やその保護者から評価を得るところとなり、令和6年度一般入試では39人の募集に対し48人から応募があり、志願倍率で地域の小規模校としては異例の1.23倍という数字になったことは、町民共々喜んでいるところであります。しかし一方で、先の県議会において、県教育長の「いわて留学を通じて定員を超える状況が複数年続けば学級増を考える必要がある」との発言は、西和賀高校においては少なくとも令和7年度も現行の40人定員で生徒募集を行うというメッセージであり、西和賀高校を志望校の一つとして考えていた生徒や保護者が、同校を進路の選択から外す動機になる
	のではないかと懸念します。 西和賀高校の定員増は、町民に精神面で希望や元気を与えるばかりでなく、当町創生の 礎となり関係人口の拡大や地域経済の好循環など、町の活性化にとって大きなインパクト になるものと確信をしております。学級(定員)増を果たすためには、西和賀高校に対す る関心、注目が高まっている現下のタイミングが絶好のチャンスです。
	またこれを実現することは、当町と同じように県立高校を持ち少子高齢化や過疎に悩む 市町村にとって活性化のきっかけとなり、やがては岩手県の地方創生の一助となります。 以上の理由から、西和賀高校の2学級(定員80人)増については、「複数年続く」のを行 つのではなく、令和7年度入試から直ちに実施していただくことを強く要望します。
	以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

市町村議会名	意見書の内容
金ケ崎町	【議決年月日】令和6年9月13日
	【提 出 先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務
	大臣、文部科学大臣、
	【件 名】ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための2025年度政府
	予算に係る意見書
	2021年の義務標準法改正により、小学校の学級編制の標準が段階的に35人に引き下げら
	れ、本県においては、2023年度から小・中学校ともに35人以下の学級編成となりました。
	しかしながら、県内では、学級編制の標準に基づいた定数内配置や育休者・病休者の代
	替え配置が未充足であるなど慢性的な教員不足が生じており、教材研究や授業準備に支障
	をきたしています。また、いじめ、不登校や別室登校、貧困、ヤングケアラー等複雑な家
	庭環境などの問題が多様化・細分化し、より一層きめ細やかな指導が求められています。
	これらの問題に対応するために多くの学校が別室を設置していますが、その分の十分な人
	員は配置されておらず、長時間労働の是正が進んでいません。子どもたちのゆたかな学び
	と学校の働き方改革を実現するためには、学級編制の標準の見直しによるさらなる少人数
	学級の推進や、基礎定数及び加配定数の増員による教職員定数の改善が不可欠です。
	一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあります
	が、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、「自治体にしいては、自治体にしいでは、自治体にしいでは、自治体には、自治体については、自治体には、自治体、自治体には、自体には、自体には、自体には、自体には、自体には、自体には、自体には、自
	ては、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げ
	られました。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることがまけるの思議ですり、民の特等して大学が表によったという。
	が憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源を保障すべきです。 こうした観点から、2025年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、要望し
	こうした概点がら、2025年度政府了昇編成において「記事項が表現されるよう、安全します。
	記
	1 国においては、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、学級編
	制基準の見直しによるさらなる少人数学級について検討すること。
	2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、学級編制基準の基礎定数及び加
	配定数の増員による教職員定数改善を推進すること。
	3 自治体で国の標準を下回る「学級編成基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配
	の削減は行わないこと。
	4 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費
	国庫負担制度の負担割合を引き上げること。
	以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
洋 野 町	【議決年月日】令和6年9月18日 【提 出 先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、 文部科学大臣 【件 名】ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率 の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書
	2021年の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下、義務標準法)」改正により、小学校の学級編制標準は段階的に引き下げられ、本県においては、23年度から小・中学校とも35人以下の学級編成となった。しかしながら、県内では、学級編制基準に基づいた定数内配置や育休者・病休者の代替え措置が未充足であるなど慢性的な教員不足が生じており、教材研究や授業準備に支障をきたしている。また、いじめ、不登校や別室登校、貧困、ヤングケアラー等複雑な家庭環境など問題が多様化・細分化し、より一層きめ細やかな指導が求められているが、その対応のための人員は十分に配置されていないところである。子どもたちのゆたかな学びと学校の働き方改革を実現するためには、学級編制の見直しによるさらなる少人数学級の推進や基礎定数及び加配定数の増員による教職員定数の改善が不可欠である。一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度は、「三位一体改革」の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたところである。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として、定数改善に向けた財源を保障すべきである。よって、下記の措置を講じられるよう強く要請する。
	記 1. 高等学校での35人学級を早急に実現すること。また、義務標準法の学級編制見直しによるさらなる少人数学級について検討すること。 2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、義務標準法の基礎定数及び加配定数の増員による教職員定数改善を推進すること。 3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。 4. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保したうえで、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一戸町	【議決年月日】令和6年9月19日
	【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、
	文部科学大臣
	【件 名】ゆたかな学びの実現、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に
	係る意見書
	2021年の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられ、
	本県においては、2023年度から小・中学校ともに35人以下の学級編制となりました。
	しかしながら、県内では、学級編制標準に基づいた定数内配置や育休者・病休者の代替
	措置が未充足であるなど慢性的な教員不足が生じており、教材研究や授業準備に支障をき
	たしています。また、いじめ、不登校や別室登校、貧困、ヤングケアラー等複雑な家庭環
	境などの問題が多様化・細分化し、より一層きめ細やかな指導が求められています。これ
	らの問題に対応するために多くの学校が別室を設置していますが、その分の十分な人員は
	配置されておらず、長時間労働の是正が進んでいません。子どもたちのゆたかな学びと学
	校の働き方改革を実現するためには、学級編制標準の見直しによるさらなる少人数学級の
	推進や、基礎定数及び加配定数の増員による教職員定数の改善が不可欠です。
	一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあります
	が、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度につい
	ては、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下
	げられました。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられるこ
	とが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善に向けた財源を保障すべきです。
	よって、国及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体
	が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請
	します。
	記
	1 義務標準法の学級編制見直しによるさらなる少人数学級について検討すること。
	2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、義務標準法の基礎定数及び加配
	定数の増員による教職員定数改善を推進すること。
	3 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配
	の削減は行わないこと。
	4 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費
	国庫負担制度の負担割合を引き上げること。
	以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

市町村議会名 意見書の内容 【議決年月日】令和6年9月26日 大船渡市 【提 出 先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣 デジタル大臣 【件 名】健康保険証を残すための意見書について 政府は、現行の健康保険証を2024年12月2日以降、発行しないことを決定しています。 しかし、この方針は、そもそもマイナンバーカードの取得は任意であるという原則に反す る上に、特に高齢者や障がい者に対し申請行為を課して、保健医療を受ける権利を低下さ せるなどの弊害が懸念されます。また、健康保険証が廃止されれば、マイナンバーカード を持たない人は、保険料を払っているにも関わらず、公的保険診療から遠ざけられる結果 にもなります。誤登録や情報漏えい、あるいは資格無効と表示されるなど、マイナンバー カードでの受診によるトラブルも続出し、多くの患者・国民が不安を抱えています。健康 保険制度の下で守られている国民の命と健康が脅かされる事態にもなりかねないのです。 実例を紹介します。マイナ保健証を健康保険として利用するためには、マイナンーカー ドを取得し、デジタル庁が運営する「マイナポータル」にマイナ保険証を健康保険証登録 する必要があり、その際にはパソコンやスマートフォン等を使い、利用証明用電子証明書 の暗唱番号の入力が必要です。また、マイナ保険証を利用する際は、カードリーダーによ る顔認証か暗証番号で行うが、顔認証がうまくいかない時には、暗証番号入力が必要であ り、医療機関受診時には、暗証番号を正確に把握しておく必要があります。マイナ保険証 は、現行の健康保険証に比べ、取得・利用のために煩雑な手続きが必要であり、高齢者や障 がい者の中にはこれらの手続きを理解することが難しい方もおられます。 岩手県保険医協会が実施した健康保険証廃止に伴う高齢者施設等への影響調査による と、9割以上の施設で「利用者のマイナンバーカードの管理ができない」と回答していま す。さらに6割の医療機関で「トラブルがあった」と回答しています。したがって、現状 においては、現行健康保険証の廃止は、時期尚早であると考えられます。実際、マイナン バーカードで各種トラブルが生じた場合、現行の健康保険証で対応している現状が見られ ます。 これらの事から、医療保険制度は国民の生命に直接かかわるものであり、システムや制 度は安全、確実なものでなければなりません。すべての国民が安心して医療を受けられる ようマイナンバーカードへの一本化を急がずに、現行の健康保険証を当分の間残し、マイ ナ保健証をめぐるトラブルについて十分調査し、万全な対策を行った中で、健康保険証の 廃止に伴う不安を解消するよう強く要望します。 1 マイナ保険証に対する国民の不安が払しょくされるまでは、現行の健康保険証を当分 の間存続させること。 2 認知症や高齢者、 要介護者などデジタル弱者に配慮した制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
ALCO TOWNS IN	TOPO ME TO I THE
岩 手 町	【議決年月日】令和6年9月 13 日
	【提 出 先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣
	文部科学大臣
	【件 名】ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の
	引き上げをはかるための2025年度政府予算に係る意見書
	2021年の義務標準法改正により、小学校の学級編成標準が段階的に35人に引き下げられ、
	岩手県においては、23年度から小・中学校ともに35人以下の学級編成となりました。
	しかしながら、岩手県内では、学級編成基準に基づいた定数内配置や育休者・病休者の
	代替え措置が未充足であるなど慢性的な教員不足が生じており、教材研究や授業準備に支
	障をきたしています。また、いじめ、不登校や別室登校、貧困、ヤングケアラー等複雑な
	家庭環境など問題が多様化・細分化し、より一層きめ細やかな指導が求められています。
	これらの問題に対応するために多くの学校が別室を設置していきますが、その分の十分な
	人員は配置されておらず、長時間労働の是正が進んでいません。子どもたちのゆたかな学
	びと学校の働き方改革を実現するためには、学級編成の見直しによるさらなる少人数学級
	の推進や、基礎定数および加配定数の増員による教職員定数の改善が不可欠です。
	一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあります
	が、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度につい
	ては、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。
	子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要
	請であり、国の施策として定数改善に向けた財源を保障すべきです。
	国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が
	計画的に教育行政を進めるために下記の措置を講じられるよう、強く要請します。
	記
	 1 高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、義務標準法の学級編成見直しに
	よるさらなる少人数学級について検討すること。
	2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、義務標準法の基礎定数および加
	配定数の増員による教職員定数改善を推進すること。
	3 自治体で国の標準を下回る「学級編成基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配
	の削減は行わないこと。
	4 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費
	国庫負担制度の負担割合を引き上げること。
	以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。
	VILL THE MANAGEMENT OF A PROPERTY OF THE PROPE

市町村議会名	意見書の内容
西和賀町	【議決年月日】令和6年9月13日 【提 出 先】岩手県知事、岩手県教育委員会教育長 【件 名】岩手県立西和賀高等学校の令和7年度生徒募集定員増を求める意見書 岩手県立西和賀高等学校(以下「西和賀高校」という。)は、昭和47年4月の開校以来、
	西和賀町唯一の高等学校として、地域にとってなくてはならない重要な役割を果たしてきております。 近年人口減少と少子化が進むなかでも、教職員のたゆみない努力により、生徒一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな習熟度別の指導体制が確立され、加えて西和賀町の魅力化支援の取組など関係者の幾多の努力もあり、大学進学実績等で着実な成果を収めております。
	こうしたことが町内外の中学生やその保護者から評価を得るところとなり、令和6年度一般入試では39人の募集に対し48人から応募があり、志願倍率で地域の小規模校としては異例の1.23倍という数字になったことは、町民共々喜んでいるところであります。しかし一方で、先の県議会において、県教育長の「いわて留学を通じて定員を超える状況が複数年続けば学級増を考える必要がある」との発言は、西和賀高校においては少なくとも令和7年度も現行の40人定員で生徒募集を行うというメッセージであり、西和賀高校を志望校の一つとして考えていた生徒や保護者が、同校を進路の選択から外す動機になる
	のではないかと懸念します。 西和賀高校の定員増は、町民に精神面で希望や元気を与えるばかりでなく、当町創生の 礎となり関係人口の拡大や地域経済の好循環など、町の活性化にとって大きなインパクト になるものと確信をしております。学級(定員)増を果たすためには、西和賀高校に対す る関心、注目が高まっている現下のタイミングが絶好のチャンスです。
	またこれを実現することは、当町と同じように県立高校を持ち少子高齢化や過疎に悩む 市町村にとって活性化のきっかけとなり、やがては岩手県の地方創生の一助となります。 以上の理由から、西和賀高校の2学級(定員80人)増については、「複数年続く」のを行 つのではなく、令和7年度入試から直ちに実施していただくことを強く要望します。
	以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

市町村議会名	意見書の内容
金ケ崎町	【議決年月日】令和6年9月13日
	【提 出 先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務
	大臣、文部科学大臣、
	【件 名】ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための2025年度政府
	予算に係る意見書
	2021年の義務標準法改正により、小学校の学級編制の標準が段階的に35人に引き下げら
	れ、本県においては、2023年度から小・中学校ともに35人以下の学級編成となりました。
	しかしながら、県内では、学級編制の標準に基づいた定数内配置や育休者・病休者の代
	替え配置が未充足であるなど慢性的な教員不足が生じており、教材研究や授業準備に支障
	をきたしています。また、いじめ、不登校や別室登校、貧困、ヤングケアラー等複雑な家
	庭環境などの問題が多様化・細分化し、より一層きめ細やかな指導が求められています。
	これらの問題に対応するために多くの学校が別室を設置していますが、その分の十分な人
	員は配置されておらず、長時間労働の是正が進んでいません。子どもたちのゆたかな学び
	と学校の働き方改革を実現するためには、学級編制の標準の見直しによるさらなる少人数
	学級の推進や、基礎定数及び加配定数の増員による教職員定数の改善が不可欠です。
	一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあります
	が、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、「自治体にしいては、自治体にしいでは、自治体にしいでは、自治体には、自治体については、自治体には、自治体、自治体には、自体には、自体には、自体には、自体には、自体には、自体には、自体には、自
	ては、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げ
	られました。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることがまけるの思議ですり、民の特等して大学が表によったという。
	が憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源を保障すべきです。 こうした観点から、2025年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、要望し
	こうした概点がら、2025年度政府了昇編成において「記事項が表現されるよう、安全します。
	記
	1 国においては、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、学級編
	制基準の見直しによるさらなる少人数学級について検討すること。
	2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、学級編制基準の基礎定数及び加
	配定数の増員による教職員定数改善を推進すること。
	3 自治体で国の標準を下回る「学級編成基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配
	の削減は行わないこと。
	4 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費
	国庫負担制度の負担割合を引き上げること。
	以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
洋 野 町	【議決年月日】令和6年9月18日 【提 出 先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、 文部科学大臣 【件 名】ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率 の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書
	2021年の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下、義務標準法)」改正により、小学校の学級編制標準は段階的に引き下げられ、本県においては、23年度から小・中学校とも35人以下の学級編成となった。しかしながら、県内では、学級編制基準に基づいた定数内配置や育休者・病休者の代替え措置が未充足であるなど慢性的な教員不足が生じており、教材研究や授業準備に支障をきたしている。また、いじめ、不登校や別室登校、貧困、ヤングケアラー等複雑な家庭環境など問題が多様化・細分化し、より一層きめ細やかな指導が求められているが、その対応のための人員は十分に配置されていないところである。子どもたちのゆたかな学びと学校の働き方改革を実現するためには、学級編制の見直しによるさらなる少人数学級の推進や基礎定数及び加配定数の増員による教職員定数の改善が不可欠である。一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度は、「三位一体改革」の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたところである。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として、定数改善に向けた財源を保障すべきである。よって、下記の措置を講じられるよう強く要請する。
	記 1. 高等学校での35人学級を早急に実現すること。また、義務標準法の学級編制見直しによるさらなる少人数学級について検討すること。 2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、義務標準法の基礎定数及び加配定数の増員による教職員定数改善を推進すること。 3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。 4. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保したうえで、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一戸町	【議決年月日】令和6年9月19日
	【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、
	文部科学大臣
	【件 名】ゆたかな学びの実現、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に
	係る意見書
	2021年の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられ、
	本県においては、2023年度から小・中学校ともに35人以下の学級編制となりました。
	しかしながら、県内では、学級編制標準に基づいた定数内配置や育休者・病休者の代替
	措置が未充足であるなど慢性的な教員不足が生じており、教材研究や授業準備に支障をき
	たしています。また、いじめ、不登校や別室登校、貧困、ヤングケアラー等複雑な家庭環
	境などの問題が多様化・細分化し、より一層きめ細やかな指導が求められています。これ
	らの問題に対応するために多くの学校が別室を設置していますが、その分の十分な人員は
	配置されておらず、長時間労働の是正が進んでいません。子どもたちのゆたかな学びと学
	校の働き方改革を実現するためには、学級編制標準の見直しによるさらなる少人数学級の
	推進や、基礎定数及び加配定数の増員による教職員定数の改善が不可欠です。
	一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあります
	が、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度につい
	ては、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下
	げられました。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられるこ
	とが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善に向けた財源を保障すべきです。
	よって、国及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体
	が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請
	します。
	記
	1 義務標準法の学級編制見直しによるさらなる少人数学級について検討すること。
	2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、義務標準法の基礎定数及び加配
	定数の増員による教職員定数改善を推進すること。
	3 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配
	の削減は行わないこと。
	4 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費
	国庫負担制度の負担割合を引き上げること。
	以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

市町村議会名 意見書の内容 【議決年月日】令和6年9月26日 大船渡市 【提 出 先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣 デジタル大臣 【件 名】健康保険証を残すための意見書について 政府は、現行の健康保険証を2024年12月2日以降、発行しないことを決定しています。 しかし、この方針は、そもそもマイナンバーカードの取得は任意であるという原則に反す る上に、特に高齢者や障がい者に対し申請行為を課して、保健医療を受ける権利を低下さ せるなどの弊害が懸念されます。また、健康保険証が廃止されれば、マイナンバーカード を持たない人は、保険料を払っているにも関わらず、公的保険診療から遠ざけられる結果 にもなります。誤登録や情報漏えい、あるいは資格無効と表示されるなど、マイナンバー カードでの受診によるトラブルも続出し、多くの患者・国民が不安を抱えています。健康 保険制度の下で守られている国民の命と健康が脅かされる事態にもなりかねないのです。 実例を紹介します。マイナ保健証を健康保険として利用するためには、マイナンーカー ドを取得し、デジタル庁が運営する「マイナポータル」にマイナ保険証を健康保険証登録 する必要があり、その際にはパソコンやスマートフォン等を使い、利用証明用電子証明書 の暗唱番号の入力が必要です。また、マイナ保険証を利用する際は、カードリーダーによ る顔認証か暗証番号で行うが、顔認証がうまくいかない時には、暗証番号入力が必要であ り、医療機関受診時には、暗証番号を正確に把握しておく必要があります。マイナ保険証 は、現行の健康保険証に比べ、取得・利用のために煩雑な手続きが必要であり、高齢者や障 がい者の中にはこれらの手続きを理解することが難しい方もおられます。 岩手県保険医協会が実施した健康保険証廃止に伴う高齢者施設等への影響調査による と、9割以上の施設で「利用者のマイナンバーカードの管理ができない」と回答していま す。さらに6割の医療機関で「トラブルがあった」と回答しています。したがって、現状 においては、現行健康保険証の廃止は、時期尚早であると考えられます。実際、マイナン バーカードで各種トラブルが生じた場合、現行の健康保険証で対応している現状が見られ ます。 これらの事から、医療保険制度は国民の生命に直接かかわるものであり、システムや制 度は安全、確実なものでなければなりません。すべての国民が安心して医療を受けられる ようマイナンバーカードへの一本化を急がずに、現行の健康保険証を当分の間残し、マイ ナ保健証をめぐるトラブルについて十分調査し、万全な対策を行った中で、健康保険証の 廃止に伴う不安を解消するよう強く要望します。 1 マイナ保険証に対する国民の不安が払しょくされるまでは、現行の健康保険証を当分 の間存続させること。 2 認知症や高齢者、 要介護者などデジタル弱者に配慮した制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。